



# 受けて安心！年に1度の健康チェック！ 特定健診のお知らせ

## ☆☆ナイト健診について☆☆

☆ 昼間はお仕事などで忙しく健診を受ける時間がない方へ、ナイト健診のお知らせです。

健診日	受付時間	場所
10月16日(水) 10月30日(水)	18:00~19:30	ちむぐくる館

- ◆ 健診費用はなんと“無料”です  
※40歳以上の社会保険の方は、一部自己負担があります。(受診券をご確認ください)
- ◆ 受付に必要なもの：健康保険証、特定健診受診券(長寿健診受診券)、40歳未満受診券(40歳未満の方のみ)  
※ナイト健診では、がん検診は実施していません。

## ☆☆人間ドック受診料の補助について☆☆

- ☆ 町が発行しているがん検診受診券を使うと、受診料の補助が受けられます。
- ◆ 対象者 南風原町に住んでいる40歳以上の方で、職場などで人間ドック(がん検診)の補助がない方。
- ◆ 実施医療機関一覧

医療機関名	連絡先(電話)	医療機関名	連絡先(電話)
沖縄県総合保健協会	889-6792	とよみ生協病院	850-9003
沖縄第一病院	888-1151	豊見城中央病院附属 健康管理センター	0120-932-322
南部徳洲会病院	998-0309	沖縄赤十字病院	836-7433
与那原中央病院	945-8101		

- ◆ 受診に必要なもの：健康保険証、特定健診受診券(長寿健診受診券)、がん検診受診券
- ◆ 補助額は最大で“15,500円”です  
※国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方は15,500円です。その他の医療保険加入者は受診券をご確認ください。

◆ ナイト健診・人間ドックについてのお問い合わせ 国保年金課 ☎889-1798 ◆



# 国民年金だより 国民年金保険料の一部免除を受けたときは 残りの保険料の納付を忘れずに

一部免除を受けた残りの保険料を納めないと未納期間となってしまいます。

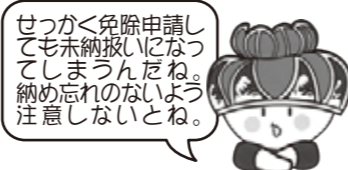
国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(注)が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合、免除される保険料額には、全額、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4段階があります。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまうので注意が必要です。

(注)その年の1月から6月までに申請される場合は前々年所得です。

### 【一部免除の納付すべき保険料】

- 4分の3免除の場合 → 4分の1納付 3,760円(平成25年度)
- 半額免除の場合 → 半額納付 7,520円(平成25年度)
- 4分の1免除の場合 → 4分の3納付 11,280円(平成25年度)



### ねんきんQ&A

Q. 年金保険料を納めなかった期間がありますが、今から納めることができますか？

A. 国民年金保険料は、納付期限から2年以内であれば納めることができます。納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。ただし、平成24年10月から平成27年9月までは、後納制度を利用して、『過去10年分』まで納めることができます。また、納付猶与や免除に該当した期間も、追納制度を利用して『過去10年分』まで納めることができます。(原則古い保険料から順次納めることになり、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。)

お問い合わせ 那覇年金事務所 ☎855-1122 または 国保年金課 ☎889-1798



# 南風原町子ども・子育て会議策定委員を募集しています!

町は、南風原町子ども・子育て会議を設置し、町民の皆さまに子育ての状況やニーズの調査を行ったうえで、幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業(病後児保育事業・放課後児童クラブなど)などについて平成27年度から5年間の子ども・子育て支援計画を策定します。この計画に町民の皆さまの意見を反映させるため、会議に参加していただける公募委員を募集します。

○応募資格 / 町内に在住する20歳以上の方で、子育て支援に理解と関心があり、任期期間中に会議に参加できる方

○募集人員 / 2名

○任期 / 平成25年10月(町長の委嘱の日)から2年間

○報酬 / 1回の会議への参加につき4,900円

○会議 / 随時開催予定(年数回)

○応募方法 / 所定の応募用紙に必要事項を記入し、応募期間内に提出してください。

**提出先** こども課 子育て支援班(役場1階)  
〒901-1195 南風原町字兼城686番地  
☎889-7028 Email: H8897028@town.haeburu.okinawa.jp

○応募期間 / 10月1日(火)~21日(月)

○選考 / 選考は書類選考とし、選考結果は全応募者に対し郵送で通知します。



# 平成25年度の保育所保育料より寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します

### ①寡婦(夫)控除について

寡婦(夫)控除は、納税者が配偶者(夫・妻)と死別・離婚したのち婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない場合に受けられる税制上の控除です。控除額は27万円(住民税は26万円)、特定の寡婦(夫)に該当する場合は35万円(住民税は30万円)です。

### ②寡婦(夫)控除のみなし適用について

上記の控除は、婚姻していたことが条件となるため生活実態が「ひとり親世帯」であっても、婚姻していないことで税額決定において不公平が生じています。保育料は「前年分の所得税額」「前年度分の住民税」により算定されていますが、今年度より「婚姻によらないひとり親世帯(税法上の寡婦(夫)控除対象外)」へ寡婦(夫)控除のみなし適用して保育料を算定します。

### ③のみなし適用の対象者について

「婚姻によらずひとり親となった方」のうち、保育料が発生(3階層以上)している方  
※1階層または2階層の方はすでに保育料が免除されているため対象外となります。  
※対象につきましては、原則として課税年の12月31日現在の状況で確認します。  
(平成24年分の所得税については平成24年12月31日現在)

### ④寡婦(夫)控除のみなし適用手続の流れ

1. 申込者ご自身で保育料減免申請書をこども課へ申請します。
  2. 審査のうえ、結果を通知します。
- ※のみなし適用を行っても保育料が減免されないことがあります。  
※対象となる保育料は町立保育所および私立認可保育園のものになります。  
※保育料が減免される場合は、平成25年度の入園月にさかのぼります。  
※主食費(月額500円)は減免の対象とはなりません。  
※申請期限は平成26年3月31日(申請年度内に限ります)



お問い合わせ こども課 ☎889-7028

# 財団法人 沖縄県総合保健協会 特定健診実施機関

## 特定健診を受診しましょう!

特定健診を人間ドックに切り替えて受診することができます。



\* 特定健診を人間ドックに切り替えて受診する場合には、健康保険(国保・社保)の種類や年齢などによって、個人負担額が異なります。まずは、お気軽にご相談下さい。

